

前橋市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万8,700円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万8,700円</u>」とあるのは、「<u>3万3,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万8,700円</u>」とあるのは、「<u>5万2,300円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万4,300円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万4,300円</u>」とあるのは、「<u>3万7,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万4,300円</u>」とあるのは、「<u>5万4,200円</u>」と読み替えるものとする。</p>